

幼保連携型認定こども園 蓮代寺こども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型認定こども園蓮代寺こども園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。なお、掲載情報は令和7年4月1日現在のものです。この重要事項はお子様が卒園されるまで有効とします。変更事項があった場合は、その都度差し替え文書でお知らせいたします。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 大和善隣館
所 在 地	小松市矢崎町ナ 129-1
電 話 番 号	0761-58-0328
代表者氏名	理事長 広川 保

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園								
施 設 の 名 称	蓮代寺こども園								
施設の所在地	小松市蓮代寺町に 173 番地								
連 絡 先	電話番号 (0761) 46-6997 F A X (0761) 46-6998 メールアドレス rendaiji-public@daiwazenrinkan.com ホームページ http://www.rendaiji-kodomoen.com								
管 理 者	園長 片桐 真二								
対 象 児 童	保育を必要としない満3歳以上の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 保育を必要とする満3歳以上の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 保育を必要とする満3歳未満の子ども（以下「3号認定子ども」という。）								
利 用 定 員	認定区分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小計	合計
	1号認定				5	5	5	15	85
	2号認定				11	11	11	33	
	3号認定	10	12	15				37	
開 設 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日								

3 施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	3,905.38 m ²
	園 庭	1,196.16 m ²
	農 園	1,104 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造り・2階建て
	延べ面積	1,198.61 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室 ほふく室 子育て支援室	3 室	ひよこ組 (0 歳児クラス) りす組 (1 歳児クラス) きらきらぼし広場
保育室	4 室	ちゅうりっぷ組 (2 歳児クラス) たんぽぽ組 (3 歳児クラス) ゆり組 (4 歳児クラス) ひまわり組 (5 歳児クラス)
遊戯室	1 室	
ランチルーム	1 室	
調理室	1 室	

4 施設の目的・運営方針

幼保連携型認定こども園蓮代寺こども園（以下「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うものとします。そして、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。本園は、小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を遵守し運営するものとします。

5 提供する特定教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号の改正）に基づき、教育・保育の提供を適切に行います。

教育・保育理念

「善隣のこころ」 “いつでも どこでも そしてだれにでも われ等 善き隣人たらん”

子どもの最善の利益を考慮し、生きる力の基礎を培います。

子どもと子育てに優しい社会をめざし、保護者、地域の方と協力します。

教育・保育方針

三つの「ゼン」

「安全」 安全への心くばりを …すべての子どもが「安全」にすごせる心くばりを行います。

子どもたちが、健康・安全で情緒の安定した生活ができるよう努めます。

生活や遊びのなかで、子どもたちに自らの身を守る安全意識を培います。

「自然」 自然に学ぶところを …すべての子どもに「自然」の大切さを気付かせていきます。

子どもたちにできるだけ本物の自然に触れさせ、深い感動と豊かな感性を育みます。

子ども一人一人の個性も【自然】として捉え、自分らしく主体的・意欲的に活動できるよう支えます。

「積善」 積善への意欲づけを …すべての子どもの「積善」への努力を認めていきます。

のびのびとした園生活のなかで人との関わりを通して、善悪の判断等という道徳性の芽生えを育みます。

善き行いを積み重ねる努力を認め、心の育ちを支えます。

教育・保育目標

「健康な心と体」 「あふれる意欲と好奇心」 「豊かな感情と道徳性」

教育・保育の内容

(1) 発達の連続性を考慮した教育・保育の提供

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達を考慮し展開していく特定教育・保育を提供します。

(2) 様々な年齢の子どもの発達の特性に応じた教育・保育の提供

満3歳未満の子どもについては、特に健康、安全や発達の確保を図ります。

満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

(3) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。(ただし、1号認定子ども、および2号認定子どもの給食費(主食費と副食費)は、別表1 11ページに掲げる負担有り。)

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	10時45分頃	15時頃	月齢に応じて時間の変更があります。
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) その他

①預かり保育について

1号認定子どもの預かり保育については、毎月預かり保育申請書の提出が必要となります。

※1号認定子どもの行事のない土曜日及び夏季休業日に関しては、預かり保育を行います。

②早朝、長時間、延長保育・土曜保育について

早朝保育、長時間保育、延長保育、土曜保育を利用される場合は申請書の提出が必要です。また、土曜保育については、保護者の方がお休みの場合は家庭での保育をお願いします。

③送迎時の駐車について

- ・駐車場では、車の乗り降りや移動の際には必ずお子様の手を繋いでください。
- ・お互いに気をつけて駐車を心がけてください。
- ・車から離れる時は必ず施錠し、貴重品を車中に置かないようにしてください。
- ・駐車場内及び路上でのいかなる事故等についても本園では保証致しかねますので、細心の注意を払い運転してください。

④保護者に対する子育て支援について

- ・子どもの利益を最優先に、家庭と連携して子どもの育ちを支援していくとともに、保護者が子育てを自ら実践する力の向上に資するよう支援します。
- ・関係機関、専門機関との連携及び協働を図ります。
- ・育児相談、保護者面談、保育参観、おたより(クラスだより・園だより・食事だより・保健だより・連絡帳・ドキュメンテーション等)、ホームページによる情報の公開等を通じて保護者との相互理解に努めます。

⑤通園バスについて

希望者については、園バスによる送迎を実施します。(ただし、別表1(11ページ)に掲げる利用者負担あり) また、申請書の提出が必要です。

⑥与薬について

園で薬を飲ませることは、原則として禁止されています。しかし、やむを得ず薬を持参される場合はご相談ください。誤飲や事故を防ぎ、万全を期するために「お薬の依頼書」をよく読まれた上で必要事項を記載し提出していただきます。また、診察後初めての服用となるものはお預かりできません。ご家庭で一度服薬した後、30分間は様子を見て異常がないことを確認してください。土曜日の与薬は致しません。

⑦予防接種についてのお願い

- ・子どもが病気にならないために予防接種はとても重要で、園でも予防接種を受けることを保護者の方に啓発しております。
- ・厚生労働省から出ているインフルエンザ予防接種ガイドラインでは「予防接種を行った後は走ったり、跳んだりなどの激しい運動をしないように」となっています。激しい運動を行うことで、重い副作用を起こす可能性があるためです。園では日中、散歩や園庭、遊戯場での体を動かす遊びなどを行うため、予防接種は、降園後または、土曜日に受けてください。
やむを得ず午前中に接種する場合には、接種後は安静状態を保ち、副作用が無いかを確認してから登園をお願いいたします。

⑧感染症対策等について (厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」より)

- ・本園は、感染症が蔓延しないよう、必要な対策を行っていきます。
- ・感染症の診断を受けた後に登園される場合は、かかりつけ医師の許可を得るか、または、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に定められた登園停止の期間を経過した後とします。
- ・感染症が発生した場合は、掲示板または、メール配信などでお知らせいたします。
- ・嘔吐、便が衣服に付着した場合は、「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、洗わずにお返しいたします。
- ・体調不良時や感染症等における登園基準を5ページに記載してあります。ご参照ください。
- ・子どもが、学校保健安全法に定められた伝染病等にかかった場合、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止とすることができます。
ただし、同居家族が学校保健安全法第1種に定められた伝染病等にかかった場合も、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止等の対策をとる場合もあります。

⑨病児保育事業(体調不良児対応型)について

保育中に発熱など体調不良となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、安心かつ安全な体制を確保することで、緊急的な対応を図る事業および本園に通園する子どもに対して保健的な対応を図る事業です。登園前より体調不良のお子様はお預かりできません。そのような場合は、病児保育センターが対応しておりますので、お問い合わせください。

体調不良時における登園基準

症状	<u>こんな時は登園を控えて 医療機関を受診しましょう</u>	登園できます
発熱	• 元気がない、機嫌が悪い、食欲がない • 24 時間以内に 38.0℃以上の熱があった • 24 時間以内に解熱剤を使った	• 24 時間以内に、38.0℃以上の熱がない • 食欲があり、朝食・水分が摂れている • 咳/鼻水の症状は悪くなっていない
咳	• 咳のため夜間に起きる • 連続して咳き込む、呼吸がつかう • 機嫌が悪い、食欲がない	• 連続した咳がない • 喘鳴やつかうような呼吸がない • 機嫌がよく、食欲もある
下痢 (軟便～ 水様便)	• 24 時間以内に 2 回以上の下痢あり • 食事や水分を摂ると下痢をする • 下痢があり、いつもより体温が高め	• 24 時間以内に下痢症状が 1 回のみで、機嫌がよく元気である • 食事をしても下痢にならない • 排尿回数がいつも通り
嘔吐	• 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐あり • 元気がない、食欲がない • 吐きがあり、いつもより体温が高め	• 24 時間以内に嘔吐が 1 回のみで、機嫌がよく元気である • 食欲があり、食事をしても吐かない • 顔色がよく、吐き気もない
発疹	• 発熱に伴って発疹がある • 口内炎で食事がとれない(とびひの場合) • 全身に出ていて患部を覆えない	• かかりつけ医の診察の結果、「感染の恐れなし」「全身状態がよい」と診断された
目の異常	• 目やにが出て目が腫れている • 目が充血している、かゆみがある	• かかりつけ医の診察の結果、「感染の恐れなし」と診断された

子どものかかりやすい病気

病名	主な症状	登園基準
インフルエンザ	高熱（39℃～40℃以上）が3～4日続く。関節痛、筋肉痛、全身のだるさなどが見られる。	発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった後3日間経過するまで。
水痘（みずぼうそう）	かゆみを伴う水泡が全身に出る。一度感染すると体内にウイルスが潜伏し再発時は、带状疱疹となる。	全ての水泡がかさぶたになるまで。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み、舌が赤く腫れる（莓舌）、全身に赤い発疹がでる。	抗生物質の服薬後24時間が経過するまで。
水いぼ	丸くて硬いいぼ。何か月もかかって全身にいぼが広がっていく。人によっては、軽度のかゆみあり。	休む必要はありません。
アデノウイルス (咽頭結膜熱)	高熱（39℃～40℃以上）、のどの痛み、結膜炎など。	症状が治り、2日間経過するまで。
RSウイルス感染症	発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状が見られる。低年齢の子どもが感染すると、気管支炎、肺炎になりやすい。	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。
とびひ	きずや虫刺されの部分をかいて、菌が付きジュクジュク状態になる。ジュクジュク状態が他の部位に付くと、その部分も同じ症状になり広がる。	主治医の判断に従って下さい。
ヒトメタニューモ ウイルス	発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状が見られる。低年齢の子どもが感染すると、気管支炎、肺炎になりやすい。	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス)	主な症状は嘔吐や下痢であるが、症状が悪化すると脱水症を合併する。	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。

⑩ホームページについて

本園は、ホームページ等で情報公開をしています。その時、子どもの顔写真が載る場合がありますので、ご了承ください。（個人情報使用同意書を提出していただいております。）

⑪メール配信について

本園は、お知らせや情報等を「Kids View (キッズビュー)アプリ」より配信していますので、必ずアプリの取得をお願いします。（入園後、登録についての案内をお渡しします。）

⑫写真の注文について

本園では、インターネット写真販売システム「はいチーズ」を取り入れています。園行事の写真や保育教諭が写した写真を保護者が直接インターネットで見て選び購入していただくシステムです。

⑬変更届の提出について

就業や住所、家庭の状況等に変更がありましたら、小松市への変更届の提出が必要です。速やかに園の方にご連絡ください。

⑭登園時間について

- ・教育・保育の内容の充実した活動を行うため、9：00までに登園してください。
- ・登降園の時間確認システム（タッチビュー）を使用しております。玄関のタブレット端末にて必ず登降園時の登録をお願いします。

6 職種・職員数及び職務の内容

職 種	職員数	常 勤	非常勤	備 考
【施設長】園長	1	1		園務をつかさどり、所属職員を監督する
【副施設長】 副園長・教頭	1	1		園長を補佐し円滑な管理運営を行う 園長に事故がある時はその職務を代理する
主幹・副主幹 保育教諭	1	1		副園長・教頭を補佐し、所轄の業務内容について所属職員の統括・指導する
主査・主査補 保育教諭	1	1		主幹・副主幹を補佐し、所轄の業務内容について所属職員を指導する
保育教諭	18	14	4	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等を行う
養護教諭・看護師	1	1		園児の健康状態を観察し健康管理等を行う
栄養士	1	1		献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う
調理員	3	2	1	
保育補助	3		3	保育教諭を補助する
事務員	1	1		園の運営管理に必要な事務を分掌する
バス運転手	1	1		園バスの運転及び営繕
学校内科医			1	
学校歯科医			1	
学校薬剤師			1	

本園では、小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他教育・保育の実施に必要な職員として、職種の職員を配置しています。

<勤務体系>

常勤職員は8：00～17：00を基本に、ローテーションにより早朝保育、延長保育に対応します。
その他、非常勤職員（短時間勤務）を必要に応じて配置します。

7 開園日・開園時間及び休業日

7 : 00							8 : 00		9 : 00		10 : 00		11 : 00		12 : 00		13 : 00		14 : 00		15 : 00		16 : 00		17 : 00		18 : 00		19 : 00				
1 号認定 子ども		教育標準時間										預かり保育																休業日 ・土曜日、日曜日、国民の祝休日 ・夏季休業日 8/14～8/16、冬季休業日 12/29～1/3（ただし、園長が必要と認め た場合は開園することがあります。）					
		8 : 00 ～ 13 : 00										13 : 01 ～ 16 : 00																					
2・3 号認 定子ども	保育標準時間																										延長保育		・日曜日 ・国民の祝休日 ・冬季休業日 (12/29～翌年 1/3)				
	(早朝保育) 7 : 00 ～ 7 : 59		8 : 00 ～ 17 : 00																		(長時間保育) 17 : 01 ～ 18 : 00		18 : 01 ～ 19 : 00										
	延長保育		保育短時間														延長保育																
	7 : 00 ～ 7 : 59		8 : 00～16 : 00														16 : 01 ～ 19 : 00																

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給を認定した市町村が定める利用者負担額（保育料）をお支払いいただきます。

(2) 私的契約利用料（実費徴収）

(1) に掲げる基本保育料のほか、別表 1（10・11 ページ）私的契約利用料を負担していただきます。

※本園は、いしかわ子育て支援財団プレミアムパスポート事業に協賛しています。年度初めや途中入園時にプレミアムパスポートを提示されますと、1号認定の子どもは給食費（副食費）が無料になります。

9 支払方法

- (1) 毎月の利用料及びその他費用を JA 苗代支店口座から自動引落（以下、口座振替）させていただきます。引落日は原則、毎月 26 日（金融機関休業日は前日営業日）です。口座振替え手数料は年間維持費として年度初めに一括徴収させていただきます。
- (2) 指定口座の変更や自動引き落としが不可で手数料が発生した場合は、保護者の方に負担していただきます。
- (3) 園長が特に認めた場合は、現金による納入を認める場合があります。

10 利用終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等の定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者から退園の申し出があったとき（退園希望月の1ヶ月前の月の初日までに退園届を提出）
- (4) 利用者負担額の支払いが2ヶ月以上遅延し、施設からの相当期間を定めた勧告にも関わらずこれが支払われない場合
- (5) 利用者（子ども・保護者またはその家族等）が事業者や従事する職員又は他の利用者（子ども、保護者）に対し社会通念を逸脱する行為を行ったとき
- (6) 利用者（子ども・保護者またはその家族等）の言動及び要望等が、事業者や従事する職員に対し心身又は生命の危害を及ぼすおそれがあるとき、またはその他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響をおよぼしたとき、ハラスメントに該当する事案に対する改善の申し入れ後も改善がみられないとき
- (7) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

1.1 学校医等

本園は、以下の学校医・学校歯科医・学校薬剤師と契約を締結しています。

	内科・小児科	歯科	薬剤師
担当医師名	岡本 正樹	本村 欣也	前川 敏康
所在地 電話番号	園での検診以外の 診察はしていません	本村歯科医院 小松市竜助町 5 0761-22-3783	てまり山代薬局 加賀市山代温泉北部 3-73 0761-77-2157

1.2 緊急時の対応

本園は、「Kids View (キッズビュー) アプリ」より緊急時の連絡を配信します。

また、保育中の発熱などの体調不良に伴い容態の変化があった場合は、「緊急連絡先」(14 ページ) のへ電話連絡をし、学校医又はかかりつけ医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。保護者との連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が指定する医療機関でしかるべき治療等の対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用相談窓口	・受付担当者 園 長 片桐 真二 ・解決責任者 理事長 広川 保 ・ご相談時間 本園開園日、開園時間内 ・電話番号 0761-46-6997 ・FAX 番号 0761-46-6998 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
第三者委員	園 井 肇	住 所 小松市土居原町 236
		電話番号 0761-22-5663
	牧 美 鈴	住 所 小松市向本折町寅 273
		電話番号 0761-22-7494
	吉田 久恵	住 所 小松市矢田町イ 44
		電話番号 0761-44-2744
	根石 佐恵子	住 所 小松市正蓮寺町い 44
		電話番号 0761-47-0221
	寺田 喜代嗣	住 所 小松市東山町か 6-1
		電話番号 0761-22-2388
	上村 富美子	住 所 小松市矢田野町ワ-45
		電話番号 0761-44-3615
	小坂 幸一郎	住 所 能美市佐野町ノ 107-1
		電話番号 090-2831-0450

※本園では、上記のほか、要望・苦情等に係る投函箱「ご意見箱」を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

火災・地震・台風・水害・竜巻・津波等の非常災害時に対し、別途に定める防災マニュアルや小松市におけるこども園等の自然災害発生時対応ガイドラインに従って対応します。災害の状況によっては、緊急時引き渡しカード(別途配布)の記載に沿って引き渡しを行います。

防災設備	・監視カメラ設備 ・誘導灯 ・非常警報装置（セコム） ・災害用備蓄：食糧(粥、カロリーメイト、粉ミルク)、使い捨て哺乳瓶 飲料水（12L×10本） 災害用トイレ ・マスク ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	・自動火災報知設備 ・消火器 ・非常用電源（自家発電機）
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。	
避難場所	第1避難場所：こども園駐車場	第2避難場所：職員駐車場

《近隣の緊急連絡先》

警察署	110番	小松警察署	22-0110
消防署	119番	小松市消防本部	20-1119

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保険の内容及び保険金額について	利用者負担
災害共済給付	(独)日本スポーツ振興センター ・死亡見舞金 2,800万円、1,400万円 ・障害見舞金 3,770万円～82万円 ・医療費・医療保険並みの療養に要する費用の4/10など	170円/年
賠償責任保険	(福)全国社会福祉協議会 「ふくしの保険」検索 ・対人賠償補償 1億円(個人)/7億円(事故) ・対物賠償補償 1,000万円(事故) ・受託/管理財物賠償補償 200万円 ・人格権侵害 1,000万円 など	なし
PTA 団体傷害保険	損害保険ジャパン株式会社 ・死亡・後遺障害 100万円 ・入院保険日額 1,500円 ・通院保険日額 1,000円	なし
PTA 活動賠償責任保険	損害保険ジャパン株式会社 ・身体 ～3,000万円(個人)/2億円(事故) ・財物 100万円(事故)	なし

1 6 本園におけるその他の留意事項

- ・本園敷地内はすべて禁煙です。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する政治活動、宗教活動及び営利活動はご遠慮ください。

17 虐待防止のための措置について

当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めています。

虐待防止責任者 園長 片桐 真二

18 守秘義務について（子どもたちの情報は外部に漏らしません）

当法人が定める個人情報保護に対する基本方針、特定個人情報取扱規程及びビデオカメラの設置及び運用に関する規程を遵守し、個人情報保護を図ります。

19 個人情報について

ホームページに掲載した写真は閲覧以外での使用はしないでください。

また、園行事等の際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子様以外の園児が写っている写真はSNS等に掲載しないでください。

別表1

私的契約利用料表

名称		利用料	説明	
長時間保育料		100円/回	17:01～18:00 の保育時間中に提供する喫食代金 喫食前に降園する時は持ち帰り	
延長保育料		100 円/時	18:01～19:00 の保育利用料	
＊原則実施しないが、保育短時間認定児の延長保育申請があった場合、7：00～7：59の保育利用料100円、16:01～17:00の保育利用料100円、17:01～18:00の保育利用料100円、18:01～19:00 の保育利用料100円徴収する。（喫食した場合は別途喫食代金100円徴収）				
一時預かり（土曜日は実施しない）	地域枠	一時預かり（1日）	2,000円/回	●平日の基準時間8:00～17:00の9時間の中で、保育の必要な8時間以内の保育利用料（授乳を含む昼食喫食を含む）ただし、基準時間以外の利用がある場合は300円/時とする ●半日利用の場合は、8:00～12:00 の間で、保育の必要な4時間以内の保育利用料
		一時預かり（半日）	2,000円/回	
		昼食喫食あり（授乳を含む）	-----	
		昼食喫食なし	1,000円/回	
	地域枠外	一時預かり（1日）	5,000円/回	●地域枠・・・施設所在地と同小学校区居住者 ●地域枠外・・・施設所在地と同小学校区外居住者
		一時預かり（午前半日）	5,000円/回	
		昼食喫食あり（授乳を含む）	-----	
		昼食喫食なし	2,000円/回	
	マイ保育園券枠	一時預かり（午前半日）	マイ保育園利用券1枚	●当園にマイ保育園登録された方のみ利用券使用 ●マイ保育園利用時間は8:00～12:00の間で、保育に必要な4時間以内とする 午前中のみ利用券使用可
		一時預かり（1日）	マイ保育園利用券1枚＋1,000円	
	特別枠	一時預かり（1日）	2,000円/回	●入園1ヶ月前からの慣らし保育及び里帰り出産のため連続利用する場合の平日の基準時間は8:00～17:00の保育利用料 ただし、基準時間以外の利用がある場合は300円/時とする ●その他園長が認める場合
		一時預かり（半日）	2,000円/回	
		昼食喫食あり（授乳を含む）	-----	
		昼食喫食なし	1,000円/回	
	※一時預かり事業実施要綱(平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等室・児童家庭局長連名通知)に定める「一時預かり」ではありませんので、専任職員の配置は行いません。定員2名			
	通園バス利用料		2,000 円/月	蓮代寺小学校区内の登降園の1 ヶ月あたり利用料
1,000 円/月			蓮代寺小学校区内の登園又は降園の1 ヶ月あたり利用料	
100 円/回			蓮代寺小学校区内の1 回あたり登園又は降園の片道利用料	
4,000 円/月			蓮代寺小学校区外の登降園の1 ヶ月あたり利用料	
2,000 円/月			蓮代寺小学校区外の登園又は降園の1 ヶ月あたり利用料	
200 円/回			蓮代寺小学校区外の1 回あたり登園又は降園の片道利用料	
＊1 ヶ月あたり通園バス利用料は当月徴収 1 回あたり登園又は降園の片道バス利用料（回数×100円）は翌月徴収				

年間維持費	3,500 円/年	教育・保育充実費3,000円＋口座振替等手数料500円 年度初めに徴収とする。（途中入園の場合は、入園月とする）
遠足保護者参加費 ※貸切バス（観光バス）利用時のみ	実費	バス料金及び入園料等、大人の参加人数分徴収する。
日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度 保護者負担金	170 円/人	年度初めに徴収とする。但し、途中入園の場合は、入園月とする。（転園による 前施設加入証明書がある場合は除く）

個人負担実施徴収分（希望者）

名称	代金	説明
ベットパット（130cm）	2,100円	3.4.5歳児用
ベットパット（100cm）	1,900円	1.2歳児用

1号認定児 私的契約利用料

名称	利用料	説明
預かり保育利用料（平日）	無料	預かり保育：13:01～16:00
預かり保育利用料 （土曜日、夏季休業日）	2,000円/回 昼食喫食あり	原則実施しないが、保護者に特別の事情がある場合のみ実施 行事のある土曜日に出席してもこれに該当しない ＊利用日の1週間前からのキャンセルは、300円徴収
	1,000円/回 昼食喫食なし	
延長保育料	100 円/時	原則実施しないが、保護者に特別の事情がある場合に実施した7:00～ 7:59、16:01～19:00 の保育利用料

給食費（副食費及び主食費）

名称		認定区分	利用料	説明
給食費	副食費	1号 （満3歳児含む）	3,800 円/月	土曜日及び8/14～8/16を除く一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない ブレパス有で副食費は無料 ブレパス提示がない場合は、副食費の徴収有り
		2号	3,800円/月 （土曜日副食費190円/食）	土曜日及び8/14～8/16を除く一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない 土曜日等喫食時は、喫食回数×190円を翌月徴収
		＊年収360万円未満相当世帯の全ての3～5歳の子ども及び、18歳以下の児童等が3人以上いる世帯の第3子以降の子どもは副食費が免除		
	主食費	1号 （満3歳児含む）	1,000 円/月	土曜日及び8/14～8/16を除く一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない
		2号	1,000 円/月	土曜日及び8/14～8/16を除く一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による精算は行なわない

※教育・保育充実費は、年度初めに徴収し、必要な教材等を渡すこととする。

ただし、紛失・破損等個人的理由により途中で購入の場合は、その物品に限り実費徴収とする。

※延長保育料・長時間保育料・土曜日副食費（喫食時）は、実績徴収（翌月徴収）とする。

※利用料及び私的契約利用料については、返納等には基本応じないこととする。やむを得ず途中退園しても返納しないこととする。

※プレミアムパスポートを年度初めに提示の場合は、1号認定子どもの給食費（副食費）を無料とする。ただし、途中入園児に限っては、提示を入園月とする。

※着替え用衣類（パンツ）は原則、家庭から持ってきたものを使用するが、やむを得ず園のものを使用する際は、園からの新品のものを提供し、その代金は保護者負担（実費徴収）とする。

重要事項同意書

保護者控え

本園における特定教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 大和善隣館

理事長 広川 保 ㊟

幼保連携型認定こども園 蓮代寺こども園

園 長 片桐 真二 ㊟

重要事項説明者

教 頭 宮越 洋美 ㊟

私は、本書面に基づいて幼保連携型認定こども園蓮代寺こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

園児氏名：_____

保護者氏名：_____ 印（続柄 _____）

個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・継続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の教育保育施設等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 園だより、クラスだよりへの写真・名前・生年月日等の掲載の 可 ・ 否
- ・ ホームページや SNS 等（YouTube 等）への写真・動画の掲載の 可 ・ 否

社会福祉法人 大和善隣館

理事長 広川 保 様

幼保連携型認定こども園 蓮代寺こども園

園 長 片桐 真二 様

令和 年 月 日

園児氏名：_____

保護者氏名：_____ 印（続柄 _____）

（独）日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度への加入同意書

社会福祉法人 大和善隣館理事長殿

貴法人が（独）日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、加入することに同意します。

令和 年 月 日

園児氏名：_____

保護者氏名：_____

重要事項同意書

こども園控え

本園における特定教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 大和善隣館

理事長 広川 保 ④

幼保連携型認定こども園 蓮代寺こども園

園 長 片桐 真二 ④

重要事項説明者

教 頭 宮越 洋美 ④

私は、本書面に基づいて幼保連携型認定こども園蓮代寺こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

園児氏名： _____

保護者氏名： _____ 印（続柄 _____）

きりとりせん

個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・継続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の教育保育施設等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 園だより、クラスだよりへの写真・名前・生年月日等の掲載の 可 ・ 否
- ・ ホームページや SNS 等（YouTube 等）への写真・動画の掲載の 可 ・ 否

社会福祉法人 大和善隣館

理事長 広川 保 様

幼保連携型認定こども園 蓮代寺こども園

園 長 片桐 真二 様

令和 年 月 日

園児氏名： _____

保護者氏名： _____ 印（続柄 _____）

（独）日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度への加入同意書

社会福祉法人 大和善隣館理事長殿

貴法人が（独）日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、加入することに同意します。

令和 年 月 日

園児氏名： _____

保護者氏名： _____

緊急連絡先

ふりがな 児童名		生年月日	
住所		TEL	
血液型	型	平熱	
保護者の勤務先及び携帯電話			
	保護者名（ふりがな）	勤務先と電話番号	携帯電話
父		TEL	
母		TEL	
病気やけが等緊急時の連絡先（優先順でお書きください）			
	氏 名（ふりがな）	続柄	緊急連絡先と電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
病気やけがのかかりつけ又は希望する病院			
歯科		小児科	
	TEL		TEL
眼科		その他	
	TEL		TEL
特記事項（アレルギーなどあればお書きください）			

記入日 年 月 日